

平成26年7月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成26年7月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成26年7月3日(木) 午後2時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第15号 平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について
議案第16号 平成25年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に基づく政策提言の依頼について
議案第17号 市川市立二俣幼稚園休園方針の策定について
議案第18号 市川市立学校職員服務規程の一部改正について
議案第19号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
議案第20号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第21号 平成26年度サマーレビュー提出事業(平成27年度予算要求)について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第15号 平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について
議案第16号 平成25年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に基づく政策提言の依頼について
議案第17号 市川市立二俣幼稚園休園方針の策定について
議案第18号 市川市立学校職員服務規程の一部改正について
議案第19号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
議案第20号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第21号 平成26年度サマーレビュー提出事業(平成27年度予算要求)について

2 その他(1)平成26年6月市議会定例会について

- 5 出席委員 宇田川 進
 五十嵐 芙美子
 内田 茂男
 小林 正貫
 平田 信江
 田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田	有記	教育総務部長	津吹	一法
学校教育部長	山元	幸恵	生涯学習部長	萩原	洋
教育総務部次長	石沢	昇栄	学校教育部次長	小松	秀夫
生涯学習部次長	千葉	貴一	教育政策課長	永田	治
人事・福利担当室長	板垣	道佳	就学支援課長	谷内	祐幸
教育施設課長	戸佐	薫	義務教育課長	井上	栄
学校安全安心対策担当室長	近藤	利一	指導課長	山田	浩一
保健体育課長	永田	博彦	教育センター所長	篠崎	道成
生涯学習振興課長	牛尾	進一	青少年育成課長	小畔	春夫
社会教育課長	川野	修一	自然学習課長	川元	洋
中央図書館長	松本	雅貴	考古博物館長	堀切	公雄

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	福田	修
〃	主 幹	石田	清彦
〃	副主幹	近藤	孝子
〃	副主幹	宮内由美子	
〃	副主幹	岡田	靖弘
〃	主 査	中嶋	愛
〃	主 査	中俣	智文

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成26年7月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、小林委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第15号平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

提出議案の1ページをご覧ください。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要があるため、提案するものでございます。この点検・評価につきましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが求められておりますことから、5月定例教育委員会の議決を経まして、5月23日、学識経験者等で組織いたします「市川市教育振興審議会」に、教育委員会が実施した点検・評価に対する意見を求める諮問を行ったところでございます。この諮問に対し、6月26日に、審議会から答申がございましたことから、今回、その答申を踏まえまして、最終的な点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成したものでございます。それでは、審議会の答申の概要についてご説明いたします。別紙で準備いたしました「答申書」をご覧ください。本答申書は、教育委員会が諮問いたしました「教育委員会の点検・評価」に対する意見がまとめられたものでございまして、「答申」を記載した上、「審議経過」及び「答申の理由」並びに付帯意見としての「施策の推進に関する意見」が記載されております。答申の結果でございますが、ご覧のとおり、教育委員会の点検・評価の結果は、概ね妥当とした上で3つの施策について、評価結果の再考を求めています。再考を求めた理由につきましては、3ページ以下の「答申理由」にございますが、こちらにつきましては、答申への対応案と合わせてご説明をさせていただきます。それでは、別紙で準備いたしました「市川市教育振興審議会答申対応案」をご覧ください。答申への対応でございますが、審議会に諮問いたしました「教育委員会点検・評価報告書」を、審議会の意見を踏まえて修正することにより対応したいと考えております。そこで、本資料におきましては、答申において評価結果の再考を求められた施策ごとに、上段に、審議会の意見を記載し、下段に、その意見に対する「教育委員会点検・評価報告書」の修正案を

新旧対照表で提示させていただいております。左が諮問時、右が修正案でございます。それでは、具体的な対応案につきましてご説明いたします。施策「1-3-1 望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進」でございます。審議会の答申は、「規則正しい生活習慣の習得は、学校における生活指導のみでは限界があり、家庭の協力が不可欠であることから、家庭との連携を図っていくことが重要である。」このことから、家庭への啓発方法の改善を図るために、(2)の今後の改善点を「その他」から「実施事業の進め方について改善を図る。」に変更することが適当としております。対応案でございますが、答申どおりに変更するとともに、(3)の「意見」に審議会から指摘のございました家庭への啓発方法の改善策を加えたところでございます。続きまして、2ページをお願いいたします。施策「3-2-2 不登校の子どもや保護者の支援」でございます。審議会の答申は、「不登校については、親子間の関係が大きな要因を占めていると考えられ、不登校の児童生徒を減少させていくためには、『家庭との連携』から、より踏み込んだ『保護者に対する働きかけ』が必要になっていると考える。」このことから、保護者に対する働きかけの更なる充実を図るために、(2)の今後の改善点を「その他」から「実施事業の進め方について改善を図る。」に変更することが適当としております。対応案でございますが、答申どおりに改めた上、(3)の「意見」に審議会から指摘のございました保護者に対する働きかけを充実させていく改善策を加えたところでございます。続きまして、3ページをお願いいたします。施策「3-3-2 子どもの安全・安心を確保する家庭・学校・地域の取り組みの推進」でございます。審議会の答申は、「児童生徒の『かけこみ110番』に対する認知度の低下は、プレート等を提示していただける方が減少し、児童生徒の目に触れる機会が減少したことが要因と考えられる。」このことから、かけこみ110番のプレート等を掲示していただける方を増加させるために、(2)の今後の改善点を「その他」から「実施事業の進め方について改善を図る。」に変更することが適当としております。対応案でございますが、答申どおりに改めた上、(3)の「意見」に審議会から指摘のございましたプレート等を掲示する家庭等を増加させていく改善策を加えたところでございます。答申への対応は以上のとおり答申に沿った修正をしたところでございます。なお、別冊で準備いたしました「点検・評価報告書(案)」は、5月定例教育委員会においてご承認いただきました上で、審議会に諮問いたしました「教育委員会点検・評価報告書」を、先ほどご説明いたしました答申への対応案のとおり修正したものでございます。以上、「平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第16号 平成25年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に基づく政策提言の依頼についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

提出議案の2ページをお願いいたします。本案は、平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の結果に基づく政策提言を第三者から求める必要があるため、提案するものでございます。それでは、政策提言の依頼につきまして、提出議案の3ページをご覧ください。こちらの政策提言の依頼につきましては、点検・評価の結果に基づく施策の改善を的確に実施し、教育委員会の権限に属する事務のPDCAサイクルの実効性を高めるため、今年度より依頼するところでございます。なお、先ほどの議案第15号で提示させていただいた冊子「点検・評価報告書」や教育振興基本計画、また、本日別途議案として提出させていただいておりますサマーレビュー提出事業等に基づいて、政策提言を頂戴する予定でございます。今後の予定でございますが、7月下旬に事務局より第三者委員へ説明し、8月下旬には、政策提言を頂戴する予定でございます。また、頂戴した政策提言を先ほどの「点検・評価報告書」の冊子の資料に添付し、9月の定例教育委員会において、ご報告をさせていただく予定でございます。以上、平成25年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に基づく政策提言の依頼についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第17号 市川市立二俣幼稚園休園方針の策定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

大変申し訳ございません。説明の前に、事前にお送りできませんでした資

料を机上に置かせていただきました。では、提出議案の4ページをご覧ください。本議案は、公立幼稚園に関する基本の方針に基づきまして、二俣幼稚園を休園するため、その方針を定める必要がございますことから、ご提案するものでございます。はじめに、今回、二俣幼稚園の休園方針を策定することといたしました理由でございます。教育委員会は、平成22年12月2日の定例教育委員会におきまして、公立幼稚園の今後の在り方について、「公立幼稚園に関する基本の方針」を定めたところでございます。その基本の方針におきましては、「平成22年11月25日付け市川市幼児教育振興審議会答申に沿って検討・実施していくものとする」としております。そして、この答申におきまして、公立幼稚園のあり方についての短期的な方向性として、「二俣幼稚園については、就園率が低く、就園児童数も減少してきており、今後、就園児童数の50%以上を占める二俣防衛省宿舍の廃止が予定されているなど、園児数の激減が予想される。加えて、その後の跡地利用の方向性が定まっていないことから、当面は休園の方向で検討していくことが望ましい。なお、検討に当たっては、建て替えを含めた今後の防衛省宿舍の動向を見極めた上で議論を行い、休園または廃園の最終決定を行うものとする。」としております。したがって、答申は「今後の国家公務員宿舍の動向を見極めた上で議論を行い、休園または廃園の最終決定を行う」としておりますことから、これまで検討を進めてきたところでございます。2点目といたしまして、国家公務員宿舍の動向でございますが、宿舍につきましては、平成23年12月1日付け「国家公務員宿舍の削減計画」におきまして廃止方針が示され、平成24年11月に正式に廃止が決定されたところでございまして、平成27年9月には居住者が完全に退去し、平成29年3月までには売却されることが予定されております。この宿舍廃止に伴う二俣幼稚園の園児数への影響でございますが、住民基本台帳人口をベースに過去3年間の入園率により行いました推計では、平成27年5月における園児数は、4歳児27名、5歳児28名の計55名で、このうち宿舍に居住する園児数は4歳児5歳児ともに13名ずつの計26名と推計しております。宿舍退去期限の来年9月までに、宿舍に居住する26名の園児が退園し、10月以降、4歳児14名、5歳児15名の計29名になると想定しているところでございます。この数字につきましては、本日お配りしました資料の上のグラフが該当する部分でございます。また、国家公務員宿舍の廃止が決定されました平成24年以後の平成25年、26年の2ヵ年の平均入園率によって行った推計では、園児数の減少はより顕著なものとなっております。また、平成28年度以後につきましても、少子化の影響により、園児数が増加することはないものと推計しております。そして、このような園児数の激減に伴いまして、教育課題が表出するものと考えております。学校教育法23条は、幼稚園の教育は、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5つの領域の目標を達成するよう行う旨規定しておりますが、このうち

「人間関係」につきましては、同条第2号は、「集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと」と規定しております。この目標を達成するためには、一定の集団規模が要求されているところでございますが、その集団規模につきましては、平成23年度文部科学省委託「幼児教育の改善・充実調査研究」として実施されました、社団法人全国幼児教育研究協会の「児童集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」、こちらでは、『一人一人の幼児への個別の対応が求められる「個に応じた援助」を行い、集団の形成過程を大切に、「協同性の育ち」を培うためには、1学級に、3歳児でも20人前後、4・5歳児は21人以上30人くらいの集団が適切だと考えられている』旨の考察をしているところでございます。また、宿舎に居住されている多数の地域住民が転居することに伴いまして、地域の教育力や防犯体制の低下が懸念されるところでございまして、併せて幼稚園の防犯対策などにも影響が及ぶことが懸念されるところでございます。さらには、宿舎外に居住される方々につきましても、只今申し上げました課題を回避するために、二俣幼稚園への就園を避けられることも想定されますことから、園児数の減少が加速化し、申し上げましたように教育課題が拡大することも懸念されるところでございます。以上ご説明いたしました教育課題を踏まえますと、答申に従い、現段階におきまして、宿舎の跡地利用の動向が確認できておりませんことから、二俣幼稚園を休園とすることが適当であると判断いたしましたため、今回、本休園方針を策定することとしたところでございます。続きまして、休園の時期等でございますが、休園日につきましては、平成27年9月までに宿舎に居住する園児が退園し、教育課題が顕在化いたしますことから、速やかに休園することが適当であると考えております。そこで、平成28年4月1日から、宿舎の跡地利用の動向が確認できるまでの当分の間、休園することとしたいと考えております。以上、二俣幼稚園の休園方針の策定につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第18号 市川市立学校職員服務規程の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 義務教育課長

議事日程、6ページから9ページをご覧ください。市川市立学校職員服務規程の一部を改正させていただく提案でございます。平成24年4月に、県規則の「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部が改正されました。この改正は、看護休暇の承認期間や一部文言の改正となっております。それに伴いまして、本市の「学校職員服務規程」にございます、「看護休暇承認申請書の様式の一部改正」そして「条文中の文言を改正文言に改める」ことを整備する必要がございます。また、この県規則の改正とは別に、本年4月に「市川市立幼稚園管理規則」の条文が、第15条から第12条に繰り上げられたことに伴いまして、引用条文の整備も行う必要が出たことから、併せて改正させていただくものです。以上の事に係る改正点につきましては、7ページにあります3点であり、あわせて8、9ページにその内容を示させていただきました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第18号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第19号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 青少年育成課長

議事日程10ページから12ページをご覧ください。市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について、お謀りするものです。この運営協議会は、少年センターの運営について、委員会の諮問に应ずる機関として、15名の委員で構成され、設置されております。このたび、市川市少年センター設置条例第6条及び同施行規則第2条の規定に基づき委嘱する委員のうち、第1号委員の尾崎 明男委員と、須藤 信夫委員の2名と、第5号委員の神尾 晴彦委員の計3名が、退職及び役職交代することによる解職に伴い、新たに3名の委員を委嘱する必要があるため、第1号委員として、第5中学校校長の亀井正則氏と、市川昂高校校長の柴田 淳氏。第5号委員として、市川市青少年相談員連絡協議会 副会長の諸橋 孝幸氏の、併せて3名を、少年センター運営協議会委員として委嘱したく、教育委員会の議決をお願いするものであります。なお、任期につきましては、前任者の残任期間とし、平成27年7月16日までとなります。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第20号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 社会教育課長

議事日程13ページから15ページをお願いいたします。公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するもので、社会教育法第29条に規定されております。今回、市川市公民館運営審議会委員のうち、市川市公民館設置及び管理に関する条例第13条第3項、委員に変更がございましたので、規定に基づき新たな委員の委嘱が必要なことから、ご提案させていただくものでございます。14ページをお願いいたします。第2号委員(社会教育の関係者)ですが、市川市PTA連絡協議会より推薦をいただきまして、委員の委嘱を行っておりますが、平成26年5月24日の市川市PTA連絡協議会役員会で、立原 充彦委員に代わり、湯浅 国匡氏が公民館運営審議会委員への推薦が決まりましたことから、今回委嘱するものでございます。なお、任期につきましては、委員会で議決のあった後、前任者の在任期間でございます平成27年6月5日までとなります。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第21号 平成26年度サマーレビュー提出事業(平成27年度予算要求)についてでございますが、ここで、お諮りします。本案は、市川市公文書公開条例第8条第1項第5号に規定する非公開情報に該当するものと認められることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき、議事を公開しないこととしてよろしいかお諮りします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同条第7項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。本件につきましては、本日の議事がすべて終了して

からご意見をお伺いします。次に、その他に入ります。(1)平成26年6月市議会定例会についてを説明をお願いいたします。

○ 教育次長

議事日程の17ページをご覧ください。6月議会の会期でございますが、平成26年6月6日(金)から6月23日(月)まで開催されました。教育委員会に關係する議案につきましては、条例の制定にかかるものが1件ございました。条例案の内容は、「放課後児童健全育成事業」、すなわち「放課後保育クラブ」の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。本条例案は、子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、国会において「児童福祉法」が改正されたことを受けたものでございます。議案質疑における質問者は2名でございました。主な質問内容は、「放課後保育クラブ」の児童一人当たりの区画面積や、クラブ一つあたりの人数の基準などの、妥当性や根拠に関するものでした。これらの質問に対し、教育委員会からは、国の専門委員会の判断や、本市の現状を考慮し、区画面積の基準を「児童一人につき、おおむね1.65平方メートル」とし、クラブ一つあたりの人数の基準を「おおむね40人以下」とするなど、国の省令の規定に準じた基準とした、との答弁をしております。次に18ページをお願いいたします。一般質問でございますが、質問者は全部で12名でしたが、本日は、時間的な制約もございますので、主なもののみご説明申し上げます。19ページ中ほどをご覧ください。市立中学校における生徒指導につきまして質問がありました。具体的には、下貝塚中学校における生徒指導上の現状、市教育委員会における指導・支援、今後の見通しにつきまして質問がありました。質問に対し、市教育委員会からは、生徒指導上の現状といたしまして、4月当初から中学2年生数名が授業中に勝手に教室から出たり、他の教室に勝手に入るなど、授業を妨害する状況があったこと、また、中学校では、全校体制で教師が指導にあたってまいりましたが、壁をたたくななどの迷惑行為が繰り返され、教師の指導が浸透せず、指導に苦慮する状況にあったことを答弁しております。また、市教育委員会における指導・支援といたしましては、毎日2名の職員を中学校に派遣し、学校職員をサポートするとともに、学校からの要請を受け、千葉県スクールサポーター・生徒指導専任指導主事を中学校に配置し、生徒指導体制の改善・充実に努めていること、また、中学校におきましては、臨時保護者会を開催し、保護者への理解と協力を求める、器物損壊など悪質な行為には警察への被害届を提出するなどの取組を行っていることを答弁しております。最後に、今後の見通しといたしまして、今後とも学校への生徒指導体制への支援、指導を進めるとともに、学校と関係機関との連携や情報共有が効果的に進むよう努めること、また、下貝塚中学校のみならず、市内の各学校における組織的な生徒指導の取組の充実に努めることを答弁しております。20ページをご覧ください。塩浜小中一貫校の準備状況について質問がありました。

具体的には、平成27年度からの塩浜小中一貫校の開校に向けた準備状況と課題、特に塩浜地区の特徴である防災教育をどのように取り入れるのかにつきまして質問がございました。市教育委員会からは、開校に向けた準備状況といたしまして、本年度より教育委員会事務局内に「塩浜小中一貫校開校準備委員会」を新設するなど、準備にかかる検討機会を充実させたこと、現在は、開校準備を計画的に進めるために、小中一貫教育の基本的な考え方、塩浜小中一貫校の具体的な姿、教育環境の整備方針などを内容とする「基本計画」の策定を進めていることを答弁しております。また、防災教育につきましては、液状化で大きな被害を受けた塩浜地区において、既に学校を含め地域全体で先進的な取組が進められており、防災教育を通して他人を思いやる心や、互いを認め合う態度を培い、地域に貢献できる人へと育つことが期待されること、また、国の動向をみても、先駆的な取組になると考えていることを答弁しております。また、今後の課題といたしましては、工事等を伴う環境整備には2から3年の期間を要すること、また、環境整備に際しては、施設併設型か施設一体型のそれぞれについて様々な面から比較検討を行う必要があること、広報の一層の充実を通じて、保護者や地域住民の皆様への理解や協力を求める必要があることを答弁しております。続きまして、21ページの下段をご覧ください。小中学校での国歌斉唱につきまして質問がありました。具体的には、本年4月の入学式におきまして、国歌を歌わない教員がいたとの指摘を受け、(3)教職員が国歌斉唱をしない場合の市教委の対応につきまして質問がありました。教育委員会からは、国歌斉唱に参加しなかった教員がいたという、今回の事実を深く受け止め、該当の教員に対する口頭での訓告を行ったこと、また、再発防止に向け、校長会議の場におきまして、改めて式典での国歌斉唱時における教職員のあるべき姿を含め、学習指導要領の趣旨を遵守するよう、指導を徹底すること、を答弁しております。続きまして、23ページの下段をご覧ください。考古博物館・歴史博物館の現状と今後につきまして質問がありました。具体的には、(2)の博物館周辺の道路整備、駐車場整備などについて質問がございました。教育委員会からは、現在、博物館周辺では、外環道路工事建設工事とあわせ、道免き谷津周辺整備、都市計画道路3・4・12号などの整備計画が進められており、これら整備計画の進捗にあわせ、今後、駐車場の整備や博物館へのアクセスの向上について、関係部署と協議していくと答弁しております。最後に25ページ下段をご覧ください。(2)といたしまして「校内塾・まなびくらぶ事業」の進捗状況と今後の見通しにつきまして質問がありました。質問に対し、教育委員会からは、「まなびクラブ」の開設手続きを終えた学校は6月16日現在で小学校25校、中学校5校。教職経験者22名、地域の支援者22名、教員志望の学生17名の計61名が「学びサポーター」となっており、残りの小中学校につきましても6月中の開設に向け、準備を進めていること、そして、

今後は、より良い事業の実施に向けて、成果と課題をしっかりと把握していきたい、と答弁しております。以上です。

○ 宇田川委員長

ただいまの報告に対し、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。このあと、議事を非公開といたしますので、傍聴の方は、退席をお願いいたします。

【傍聴者無し】

○ 教育政策課長

委員長、会議の再開をお願いいたします。

○ 宇田川委員長

会議を再開します。議案第21号 平成26年度サマーレビュー提出事業（平成27年度予算要求）についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

提出議案の16ページをご覧ください。まず、今回この議案を提出するに至りました経緯につきまして申し上げます。参考資料の1をご覧ください。本市教育の一層の振興を目的として、「市川市教育振興基本計画」を策定し、様々な取り組みを行ってまいりましたことはご案内のとおりでございます。また、これらの取り組みの状況を毎年度、点検・評価し、この結果を次年度以降の事業へとつなげてまいりました。今回、この事務の検証改善サイクルの実効性を高めるため、つまり、PDCAサイクルのA（アクション）の部分を強化するために、点検・評価結果を次年度の事業計画に決定させることに加え、予算要求にも確実に反映させるようとするものでございます。また、合わせて、次年度の予算要求、予算編成について、教育委員会会議で協議し、方針として決定することで、教育委員の皆様のご意見をより一層ふまえたものとする可以考虑しております。次に、今回、予算事業を提出いたしますサマーレビューについて、ご説明をさせていただきます。参考資料の2をご覧ください。本市の事務事業の予算要求は、経費の性質の違いから、経常的経費・政策的経費A・政策的経費Bの3種類に区分して行っております。サマーレビューとは、予算編成の過程の一つで、次年度以降の予算要求に際し、新規事業、既存事業の拡大、また継続事業であっても、本市が重点事業として定めようとするものについて、事前に市長・副市長へ説明し、協議する場でございます。したがって、本日、別冊資料にございます43事業についてこのサマーレビューに提出し、市長等と協議するために、ご提案したものでございます。なお、本日、議案を議決いただきました場合は、これらの事業を、今月中に市長部局へ提出し、8月の市長説明を経まして、その後、市長部局で事業採択が行われ、予算要求の可否について各課に通知される予定となっております。また、10月の定例教育委員会には、これらの

結果を受けた政策的経費Bの事業に加え、継続的に実施しており、政策的経費Aに分類される事業のうち、特に重点的に取り組む必要があると考えます事業について、あわせて本会議にお諮りする予定でございます。では、本日、提案しております事業について、時間の都合上、2点ほど、ご説明をさせていただきたいと思っております。第2期市川市教育振興基本計画策定に際し、第1期計画のねらいの達成がいまだ途上であると整理されましたものに「不登校・いじめの解消」がございます。いじめや不登校の解消のために、本市では様々な事業に取り組んでおりますが、その一つに「ライフカウンセラー設置事業」がございます。別冊の19ページをお願いいたします。この事業は、近年深刻化している、いじめや不登校などの問題に対応するため、小学校ではゆとり相談員、中学校では心理療法士が、教職員と連携しながら、児童生徒の精神的な悩みについてカウンセリング等を行うものでございます。関連する平成25年度の指標であります、不登校児童生徒の出現率においては、平成24年度と比較して、小学校・中学校とも、やや増加傾向にあり、課題解決の難しさに改めて直面していると感じているところでございます。このことから、この事業については、サマーレビューの拡大事業に位置づけ、さらなる充実を図っていきたいと考えているところでございます。続きまして、27ページをお願いいたします。教育の大きな柱といたしまして、学力の向上がございます。この達成のため、平成26年度の教育行政運営方針に掲げ、今年度、新規事業として新たに取り組みましたが、「校内塾・まなびくらぶ事業」でございます。この事業は、ご案内のとおり、算数・数学を中心とした基礎的・基本的な内容を、退職教員、大学生、地域人材の活用により、放課後や長期休業中に補習を行うものでございます。今年度も政策的経費Bとして、この事業を通して、児童生徒の学習意欲、学力の一層の向上につなげていきたいと考えているところでございます。以上、簡単ではございますが、サマーレビューの主な事業についてご説明いたしました。その他の事業につきましても、第2期教育振興基本計画や平成25年度の点検・評価結果等を踏まえまして、さらに充実を図っていきたいと考えております。説明は以上でございます。なお、個別の事業別の質疑については、各担当課長より回答させていただきます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

今の「まなびクラブ」、学校教育部で新規・拡大・重点事業ですけれども、他市にないある程度独特の部分が多く含まれているようなので、ぜひそこを押していただいて、それで、今ご説明していただいた例えば「まなびクラブ」は、26、27と予算は同じなのですね。各学校の配置が55人になって、55校で1名の予算。色々な人が色々入れ替わり立ち代わり、時間も違うのでいい

のですが、やってみないとわからないと言われたらそれまでなのですけれども、非常にニーズが高いと思うので、次年度の予算は次年度に取っておけばいいのかもしれないのですが、ちょっと多くてもいいのかなとそんな感想を持ちました。それからB、政策的経費B、例えば学校のトイレを直すとか、そういうところもBの重点事業に置いていた理由というのですか、教育委員会で重点を置いている、これは先を見通すとかというところなのでしょうけれども、例えばトイレを直すとかいうことを取り上げた場合、これからの学校って、健康な子どもばかりを受け入れるのではなく、先を見通す、インクルーシブな教育が進められていると、例えば身体の不自由な子ども達も多く学校に通ってくる、トイレが快適で綺麗であるということをやっているのですが、それだけではなく、そういう子も受け入れたり、防災拠点としても、声を一つとっても、車椅子用のトイレにしなくてはいけない、そんなことを、もちろんなっているのですけれども、何か力説してもいいのではないかとかそういうのはどうですか。

○ 教育施設課長

トイレに関しましては、1階が多目的トイレということで、障がい者用のトイレを設置しております。なお、その1階トイレ入り口に段差がある場合につきましては、スロープを設置しております。

○ 指導課長

校内塾・まなびクラブ事業についてお答えいたします。人数は55校で1人あたりということで、55名。これは普通に何時間かということで算出してございまして、26年度は106時間、27年度は120時間ということで、時間数を増やして対応するという増やしてございまして。ただ、この時間数をもっと増やすべきではないかということについては、私共もそういったことを視野に入れてやっておりますけれども、まだ始まったものが、6月から始まっておりまして、小学校で6から7割、中学校で3から4割の実施校ということで、その検証結果がサマーレビューについては、十分検証できないことから、であるということで、現時点での予算取りを進めていくことを考えておりますが、ぜひこの検証結果に基づいて、私共としては推進することを考えているところでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。他に。

○ 小林委員

ライフカウンセラーのことで、お聞きしたいのですが、今、小学校では以前から、教育相談が行われていて、それから心理療法士が配置されていて、スクールカウンセラーというのは、浦安市では全校、小学校中学校全校配置と書いてあるのですが、スクールカウンセラーというのは、どんな人が、ゆとりぎ相談員というのがその中に入るのか、心理療法士が入るのか、どうい

う対応をする人がするのかということと、それから本市では、実際スクールカウンセラーに相当するような人達がまだ全然配置されていないのか、ある程度いらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○ 指導課長

まず、本市では中学校におきまして、ライフカウンセラーと称しまして、心理療法士の資格を持った職員が配置されております。その方達が子ども達の悩みですとか、様々な相談に対応できる仕組みになっております。また、それに加えて、心理療法士の資格を持ったスクールカウンセラーが県より週あたり1日配置されております。しかしながら、小学校の方では、心理療法士の資格を持っている、持っていないということには関係なく、ゆとりぎ相談員と申しまして、かつて、「心の居場所づくり」ということで、子ども達が学校に来て、様々な人間関係のなかにおいてほっとして安心できる場所を提供するという方々を配置しております。ゆとりとくつろぎを合わせた、造語としてのゆとりぎ相談員を配置しているものでございます。従いまして、小学校においてのライフカウンセラー的な心理療法的カウンセリングはまだ実現しておりませんので、これが小学校においても実現できるようにしたいと考えているものでございます。

○ 小林委員

では、浦安市のスクールカウンセラーというのは、所謂、本市のゆとりぎ相談員のような特に資格を持っていない方ではなくて、一定の資格を持った方たちですよ。

○ 指導課長

その点については、正確にお答えしなければならないことですので、調べさせていただきますと思います。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。他に。

○ 平田委員

ライフカウンセラーの件なのですけれども、背景の最後のところに、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用するとあるのですけれども、その、ゆとりぎ相談員だったりとか、心理療法士の方は外部の方なのではのでしょうか、学校内に常勤的にいらっしゃるのでしょうか。

○ 指導課長

おっしゃるように非常勤で勤務をしていただいております。

○ 平田委員

そうすると、その方々達が、地域で活躍されているような相談員をやっているような方達と連携をして、やっていくとかも考えていらっしゃるのですか。

○ 指導課長

学校の中で子ども達の生活に直接地域の方々が相談にのるといったようなことは行っておりません。外部の方との連携でいえば、例えば教育センターですとか、あるいは、それ以外にも市川市には連携する機関がありますので、そういった方々と連携するということとはございます。また、小中学校では不登校の会議を持っておりますので、そういった中では、中学校のライフカウンセラーが小学校の子ども達の相談にのったりするような連携は行っているところです。

○ 宇田川委員長

他に。質疑がないようですので、議案第21号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。

○ 宇田川委員長

本日の議事は以上ですが、皆さまから何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

以上をもちまして平成26年7月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時57分閉会)